

サービス管理責任者等更新研修について

サービス管理責任者等更新研修は、サービス管理責任者等実践研修（※）修了年度又は初回の更新研修修了年度（旧サービス管理責任者等研修修了者のみ）の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに1回以上修了する必要があります。

下記例はサービス管理責任者等の実務経験要件を満たしていることを想定しています。

この5年間に1回更新研修を受講すること この5年間に1回更新研修を受講すること

例 1

令和3年度	令和4年度	～	令和8年度	令和9年度	～	令和13年度
埼玉県サービス管理責任者等更新研修修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目

更新研修修了後から令和8年度末までは更新研修を修了していなくてもサービス管理責任者等として配置可能

令和8年度末までに更新研修を修了していれば、令和9年度から令和13年度末まではサービス管理責任者等として配置可能

この5年間に1回更新研修を受講すること

この5年間に1回更新研修を受講すること

例 2

令和3年度	令和4年度	～	令和8年度	令和9年度	～	令和13年度
埼玉県サービス管理責任者等実践研修修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目

実践研修修了後から令和8年度末までは更新研修を修了していなくてもサービス管理責任者等として配置可能

令和8年度末までに更新研修を修了していれば、令和9年度から13年度末まではサービス管理責任者等として配置可能

※ サービス管理責任者等実践研修を受講するにはサービス管理責任者等基礎研修修了後に2年以上の実務経験が必要です。埼玉県においては、令和3年度から研修を実施する予定です。